

登園届（保護者記入）

保育園では、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症に罹患した場合、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断に従い登園届の記入、提出をお願いいたします。

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園届	
園長あて	
	クラス名 _____
	園児氏名 _____
病名「 _____ 」と診断され	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関「 _____ 」において	
症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園いたします。	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 保護者氏名 _____	

医師の診断を受けて、登園届が必要な感染症

該当疾患 に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	溶連菌感染症	抗生剤内服後 24～48 時間経過し、全身状態が良好であること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ,ロタ,アデノ等)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと
	インフルエンザ(____ 型)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで (無症状の感染者の場合は検体採取日を 0 日とし 5 日を経過すること)
	その他(____)	

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より